

## ロシアのウクライナ侵略の国際法上の問題点

—核兵器使用の威嚇にも触れて—

2022年5月11日

大久保賢一

皆さん、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。どこまで皆さん方の希望や期待に添える話ができるか分かりませんけれども、常日頃私が考えていること、とりわけ今ロシアのウクライナに対する侵攻という事態が日々テレビ、新聞などで報道されている中で、私たちがどう考えればいいのかということについて話をさせていただければと思っています。政治的な議論というよりも、むしろ国際法それから日本国憲法、それらに照らしてこの事態をどう見ればいいのかということについて話をさせていただきますので、しばらくの間お付き合いください。

### 二人のウラジーミル

プーチンロシア大統領とゼレンスキーウクライナ大統領のファーストネームは、二人ともウラジーミルです。ロシア語とウクライナ語、ちょっと発音が違うみたいですが、日本人が、二人が向こうを向いている時に、ウラジーミルって呼ぶと二人ともこっちを振り向くんじゃないでしょうか。その二人が今大きな戦争を行っています。最初に、このプーチン政権のウクライナに対する「特殊軍事作戦」が国際法、とりわけ戦争法に照らしてどのようなものなのかを確認してみます。

### 国連憲章の武力行使禁止原則と例外

国連憲章は、武力行使は原則として禁止しています。ただし、二つばかり例外があります。

国連憲章の2条の4項は次のとおりです。すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならぬ。これがいわゆる武力行使禁止の原則といわれるものです。

そして42条では安全保障理事会が41条に定める措置では不充分であろうと認め、または不充分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持または回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる、としています。41条は非軍事的な措置です。経済的な措置などを含みます。これはいわゆる集団安全保障体制、それを壊す国家に対する制裁として武力行使が認められるという一つ目の例外です。

それから51条は、国際連合加盟国に対し武力攻撃が発生した場合には、安保理が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的または集団的自衛の固有の権利を害するものではない。これがいわゆる個別的自衛権、集団的自衛権行使としての武力行使です。これも武力行使禁止の原則の例外、二つ目の例外として認められているのです。

## 侵略の定義決議

この国連憲章以外にどのような武力行使についての国際社会での到達点があるかというと、一つは「侵略の定義に関する決議」です。1974年の国連総会で、ソ連も含めて全会一致で採択されています。その第1条では、侵略とは一国による他の国の主権、領土保全もしくは政治的独立に対する武力の行使、と定義されています。そして侵略行為として、3条で、一国の兵力による他の国の領域への侵入、他の国の領域への爆撃と定義されています。

## 国際刑事裁判所

そして国際刑事裁判所規程があります。ローマ規程（ICC規程）といわれるものです。そこでは侵略犯罪について、国連憲章に違反する侵略行為の、国の政治的または軍事的行動を実質的に管理する地位にあるものによる開始または実行と定義されています。そして侵略行為の定義としては、他の国の主権、領土保全または政治的独立に反する国による武力の行使、宣戦布告の有無にかかわらず侵略の定義、決議で侵略行為とされる行為とされています。

この国際刑事裁判所規程は、国の行為が合法か違法かということではなくて、侵略犯罪に該当する行為を行った個人に対して刑事罰を科すという規程です。このICC規程について、ロシアは署名はしていますけれども批准はしていません。従って、これに基づいて、政治的または軍事的行動に実質的に管理する地位にあるプーチンを訴追することはできません。

私は、ロシアの行為が国連憲章2条4項に定める侵略にあたる。それから彼の行為は個人としても許されない。処罰できるかどうかは別にして侵略犯罪にあたると考えています。

ところで、私たち弁護士は「犯罪者」の弁護をするわけですけれども、その際に構成要件に該当したとしても違法性が阻却できるか、あるいは責任能力があるかどうかを検討するわけです。ということでプーチンがどのような理由でこの武力行使をしているかということについてご紹介したいと思います。

## プーチンの言い分

2月24日にロシアが武力行使を始めた時のプーチンの演説から引用しておきます。

この30年間、私たちが粘り強く忍耐強く、ヨーロッパにおける対等かつ不可分の安全保障の原則について、NATO主要諸国と合意を形成しようと試みてきた。私たちの提案に対して、私たちが常に直面してきたのは冷笑的な欺瞞と嘘、もしくは圧力や恐喝の試みだった。その間NATOは、私たちのあらゆる抗議や懸念にも関わらず絶えず拡大している。軍事機構は動いている。

こういう言い分がありました。NATOとワルシャワ機構の境界が、ずっと東に寄っています。ウクライナが入ると、ロシアと直に接することになります。これが自分たちにとって脅威なのだ、軍事機構が俺たちのところに近づいてきているというのがプーチンの言

い分の一つです。

それから同じ演説の中でこのようなことも言っています。NATOが軍備を拡大し、ウクライナの領土を軍事的に開発することは受け入れがたい。問題はNATOの組織自体にあるのではない。アメリカの対外政策の道具にすぎない。私たちの歴史的領土に、私たちに敵対的な反ロシアが作られようとしている。アメリカとその同盟諸国によるロシア封じ込め政策だ。我が国にとっては生死を分ける問題。民族としての歴史的な未来に関わる問題。我が国の国家の存在、主権そのものに対する現実の脅威だ。それこそレッドラインなのだ。彼らはそれを超えたとしています。

更に、ドンバスの人民共和国はロシアに助けを求めてきた。これを受け、国連憲章51条と、ロシア安全保障会議の承認に基づき、また、ドネツク人民共和国とルガンスク人民共和国との友好および協力に関する条約を履行するため、特別な軍事作戦を実施する決定を下した、とも言っています。

これらがウクライナに侵攻した理由ということになります。

そして、2カ月以上軍事侵攻が続いています。5月9日、ロシアがナチスドイツに勝った戦勝記念日、その時の演説ではこんなことが言われています。

アメリカとその仲間が、ネオナチとの衝突は避けられないことを示唆していた。軍事インフラが配備され何百人もの外国人顧問が動き始め、NATO諸国から最新鋭の兵器が定期的に届けられる様子を目の当たりにしていた。危険は日に日に増していた。ロシアは西側諸国に対し誠実な対応を行い、賢明な妥協策を模索し互いの国益を考慮するように促した。しかし全ては無駄だった。ロシアは侵略に対して先制的に対応した。タイムリーで正しい判断だった。強く自立した國の決定だ。アメリカは特にソビエトが崩壊した後、自分たちは特別だと語り始め他の国にも屈辱を与えた。

これがこの戦争について言ったことです。私たちはこのプーチンの言い分を聞いて、ウクライナに対する侵略を正当化する理由として認めることができるか。侵略戦争、侵略行為の違法性阻却事由として認められるかどうかが問題となります。

### プーチンの弁解は成り立たない

彼は以上のような理由を言い立てていますが、ウクライナがロシアに対して武力攻撃をしていないことははっきりしています。自衛権の行使は、現実に武力行使があることが前提です。それに対して必要最小限度の反撃。しかもそれは安全保障理事会の措置が執られるまでの間。これが自衛権の行使ですから、プーチンの軍事行動は全くその要件には当たらないことは明らかです。また、プーチンの「ウクライナ政府によって虐げられ、ジェノサイドにさらされてきた人々を保護することだ」というのは嘘です。

そして、ウクライナがロシアに対して武力攻撃をしないまでも、ロシアの死活的な利益を侵害しているかと言えばそれも言えません。NATOがそれらをやっていたからといって、ウクライナを侵略することができるかと言ったら、これは私たちが理解している国際法の

秩序と相いれないということあまりにも明白です。ですから、私は、侵略行為、侵略犯罪というプーチンの責任は免れないと考えています。

### プーチンの戦争犯罪

もう一つは、国際人道法の問題です。先ほど申し上げた通り、現在の国際法は一般的に武力の行使は禁止されています。ただ例外的に自衛権の行使とか、あるいは集団安全保障体制の確保のために武力の行使が認められていますが、その際でも全ての武力のどんな兵器を使ってもいいのか、どんな手段を使ってもいいのかというと、決してそうではありません。それが戦時国際法の考え方です。それらを網羅的に規定しているのが、ジュネーヴ条約の第一議定書です。これは1978年に効力が発生しています。

### 国際人道法の原則

国際人道法の原則として大事なものが二つあります。一つは、戦闘の方法および手段を選ぶ権利は無制限ではないということです。それは、過度の傷害、無用の苦痛を与える兵器。つまり戦闘員同士の戦いであったとしてもどんな武器を使っていいわけではない。過度の傷害や無用の苦痛を与える兵器を使ってはいけない。それから自然環境に広範、長期かつ深刻な影響を与える兵器。これも使ってはいけないという原則です。

そしてもう一つの原則は、戦闘員と文民あるいは軍事目標と民用物、これを分けるという「区別原則」です。具体的には文民に対する攻撃、文民たる住民または民用物に対する無差別攻撃。危険な力を内蔵する工作物。ダム、堤防、原発も条文の中で個別的に指摘されています。それから無防備地区および非武装地帯に対する攻撃、戦闘外にある者に対する攻撃。これらはジュネーヴ条約の第一議定書の中で非常に細かく規定されています。

この二つの原則は、戦争が認められる場合であったとしても、戦闘の手段、方法として無制限ではない。やってはいけないことがあるのだということを意味しています。

今われわれが目の当たりにしているロシアのウクライナでの行為は、これらの戦争犯罪に該当してくるということになります。

### jus ad bellum と jus in bello

戦争犯罪を *jus in bello* といいます。これはどういうことかと言うと先ほど申し上げた通り、戦争が違法でないとしても、戦争の手段方法として禁止されているものがありますよということです。Jus とはラテン語で法、bello は戦争です。戦争における法ということです。つまり戦争で禁止されている行為ということになります。

他方、*jus ad bellum* という言葉は、戦争そのものを違法とするのか、それとも正当なものとして認めるのかが論点となる言葉です。昔は、神のおぼしめしで戦争するのは「正しい戦争」だとされていました(正戦論)。また、各国が戦意をぶつけ合うのであれば、それを裁く人がいないわけだから、それは合法なものとして認めなければいけないという、いわば無差

別戦争観がありましたけれども、今は、戦争は一般的に違法なものとして考えられています。その考え方方がラテン語で *jus ad bellum* と言われています。

ですから、私たちは、その武力の行使が合法的であるかどうかという問題と、仮に、合法的であるとしても、その戦闘手段の適法性も問わなければならないということになります。違法な戦争という場合には、その二つの異なる概念が含まれていることを記憶しておかなければいけないだろうと思っています。

### 「恋と戦は手段選ばず」の時代は終わっている

私は戦争が一般的に違法化されてきたことも、戦闘手段に制限が加えられてきたことも、それはそれなりに国際法の発展だと考えています。昔から「恋と戦は手段選ばず」(all's fair in love and war)と言われています。皆さんは『鎌倉殿の13人』見ておられますか。先週の放映では、義経が「戦争は手段がいいとか悪いとか関係ない。勝ちやいいんだ」と言っていました。まさに、戦は手段を選びないということでしょう。また、頼朝も「ようやるわ」という手練手管で「恋」をしています。「恋と戦は手段選ばず」という格言はそういう事実を反映しているのでしょう。けれども、現代は、戦は手段選ばずという時代ではなくなってきている。戦争は違法化されてきているということは確認しておかなければいけないのではないかでしょうか。もちろん、恋についても同様でしょう。

### 国際法は無力なのか

最近、国連は無力だとか国際法なんか役に立たないのではないかという議論が聞こえています。本当にそうなのでしょうか。私は決してそうではないと考えています。例えば、プーチンも先ほど申し上げた通り、俺たちの行為は間違っていない。武力の行使は禁止されているけれども、自分たちのやっていることは悪くないのだという論理で演説しているわけです。その中では、国連憲章の2条4項は自分たちに適用されないとということではなくて、適用されることを前提として、その例外にあたる自衛権の行使ということで正当化を図っているわけです。ロシアも、国際法には従わなければいけないと考えているのです。

### 緊急特別会期

そして、確かに安保理の常任理事国であるロシアがこういうことをやってしまうと、安保理は機能しなくなってしまうことになります。けれども、安保理が機能しない場合に国連は何もしなかったのかというと決してそうではなくて、「平和のための結集決議」に基づいて緊急特別会期を開いて、ロシアの行為は侵略だと明確に非難しているのです。

### 国連人権理事会

国連人権委員会。ロシアは人権委員会の理事ですけれども、理事としての資格を停止するということを国連人権理事会は行っています。

### 国際司法裁判所

国際司法裁判所(ICJ。 International Court of Justice)は、ロシアに対して、攻撃を停止しろとの暫定的な措置命令を出しています。これはロシアが、ウクライナの東部ではジェノサイドが行われている、自分たちは自国民保護のために軍事作戦を展開していると主張しているわけですが、本当にそんなことが行われているのかの確認を、ウクライナが I C J に求めたのです。その前提として、ロシアの軍事侵攻を止めるべきだと訴えたのです。I C J はそれを受け入れて暫定的に止めろという命令を出します。I C J が出したからといって、それが実現することは憲章上困難なのですが、国際司法裁判所もそういう形で動いていることには注目しておきたいと思います。

### 国際刑事裁判所(ICC)

国際刑事裁判所(ICC。 International Criminal Court)、ここでも検察官が捜査を開始しています。ロシアに入ることはできませんけれども、ウクライナは批准国ですから、そこに入つて捜査をすることはできるのです。このように、ロシアの行為に対してあらゆる国連機関が動き出しているんです。これらの動きがロシアの行動を即止める効果があるかと言ったら、必ずしもそうではないかもしれません。けれども規範的な包囲網が形成されつつある。つまり武力で対抗するだけではなくて、これは国際法に違反するのだという形で国際社会も動いているということを、私たちははっきりと確認しておく必要があると思っています。

### 核兵器使用の脅し

私は、今回プーチンの行動の中で私たちにとって最も脅威だと思っているのが核兵器使用の脅しです。彼は2回に亘って核兵器使用の脅しをしています。2月24日の武力行使を始める演説の中でこんなことを言っています。

軍事分野に関しては、現代のロシアはソビエトが崩壊しその国力の大半を失った後の今でも、世界で最大の核保有国の一つだ。さらに最新鋭兵器においても一定の優位性を有している。この点で我が國への直接攻撃は、どんな潜在的な侵略者に対しても壊滅と悲惨な結果をもたらすであろうことに疑いの余地はない。これは2月24日の時点において、プーチンが核兵器の使用をほのめかしたと受け止められている文言です。

それから4月27日にはこういうことを言っています。

第三国がロシアのウクライナ侵略への介入を意図し、われわれにとって受け入れがたい戦略的脅威を作り出そうとするならば、電撃的ですばやい反撃に遭うことを知らなければならない。介入する第三国への反撃はどの国も保有していないものも含め、全ての手段があると強調し、もし必要となるならばわれわれは脅すだけではなくて使用する。

プーチンだけではなくてラブロフ外相や報道官なども言っています。ロシア政府全体が核の脅しをしている。脅しの対象になっているのはウクライナやN A T Oだけではなくて、

全人類に対するものです。というのは核兵器が使用されればウクライナやヨーロッパだけではなくて全地球的な規模での影響が避けられないからです。

### ロシアの核政策

では、ロシアの核政策はどうなっているのでしょうか。まず、基本になるのが2020年6月に出された「核抑止の分野におけるロシア連邦国家政策の基礎」という文書です。これは国防分野における戦略的計画文書といわれるものです。その中では核抑止に関する公式見解とロシアが核兵器の使用に踏み切る際の条件などが書かれています。

彼らは、核抑止について、ロシアやその同盟国を侵略すれば報復が不可避であるということを仮想敵に確実に理解させようとするものだ。その担保は、核兵器使用による耐えがたい打撃をいかなる条件下でも確実に仮想敵に与えるロシア軍の戦略および手段の戦闘準備だと言っています。要するにロシアに対してもし攻撃を仕掛けるようなことがあれば、自分たちは核兵器で反撃する、それだけの力をわれわれは十分に持っている、と言っているわけです。

### 核兵器使用の局面

どういう場合に核兵器を使用するかについて、彼らは四つの場合を挙げています。

一つ目は、ロシアの領域を攻撃する弾道ミサイルの発射に対して信頼できる情報を得たとき。要するにICBMがどこから飛んでくる、その情報を得たときには発射する、つまり、到達する前に発射するということです。二つ目、敵がロシアに対して核兵器または他の大量破壊兵器を使用したとき。核兵器だけではなくて大量破壊兵器を使用したときも使用すると言っています。三つ目、機能不全に陥ると核戦力の報復活動に障害をもたらす死活的に重要なロシアの政府施設または軍事施設に対して敵が干渉したとき。四つ目、通常兵器を用いたロシアへの侵略によって国家の存立が危機に瀕したとき。

要するにロシアは核攻撃のあるなしにかかわらず、国家が危機に瀕したと判断した場合には核攻撃をする、核兵器を使用するとしているのです。

これはロシアの核政策ですけれども、基本的にはアメリカも同じです。どういう場合に核兵器を使うのかということでは、核抑止力に依存するアメリカも同じ政策です。それから核兵器使用の条件についても同じことを言っています。

### 先制不使用について

ところで、問題になるのが、核攻撃に対してのみ核兵器を使うのかということです。「唯一目的」とか「先制不使用」などと言われる問題です。核攻撃に対してのみ核攻撃をするということは、核攻撃がなければ核攻撃はしないということです。全ての核兵器国がその政策をとれば、意図的な核兵器の応酬はなくなるので、その政策に反対する理由はありません。アメリカはその政策をとろうとしたのですが、まだ採っていません。それは日本などが反対

しているからです。

それはともかくとして、私たちは、アメリカであれロシアであれ、核超大国は核攻撃のあるなしにかかわらず、自分たちの都合で核兵器を使うという政策を採っているということを記憶しておく必要があるのです。

### 世界の核兵器の数と質

実際にどのくらいの核兵器が世界にあるのか。またアメリカやロシアはどのくらいの核兵器を持っているのかです。ストックホルムの平和研究所などから情報を発信しています。

アメリカの配備核弾頭が1800発。ロシアが1625発。その他の核弾頭はアメリカが5,800、ロシアが6,375です。参考のために、中国は320です。配備されていないようです。それから北朝鮮は、正確な数はつかめませんが、30発とか40発とされています。

各国が数字を明確に出しているわけではないのですけれども、ストックホルムの平和研究所は、毎年数字を出しています。2020年時点では13400発だったのですが、去年の1月の時点では13080発といわれています。

ちなみに地球上に最も核兵器があったのは1986年です。その時は7万発をちょっと超える数の核兵器がありました。

また、例えば、広島に投下された核爆弾、ウラン型の核爆弾ですけれども、その威力というのはTNT火薬に換算して15キロトン、だから15000トンといわれています。今まで地球上で最も巨大な核兵器の実験が行われたのは50メガトン、5000万トンです。広島型の原爆の3333倍の威力がある核兵器で、ツアーリ・ポンバといわれるもので、ソ連が実験しています。それからビキニで第五福竜丸はじめ約1000隻の漁船が被害に遭っていますけれども、あの時の実験が20メガトンといわれています。それらが現実に配備されているかどうかは私には分かりませんけれども、それらも含めてこの地球上には、まだ13000発からの核兵器があることをお伝えしておきます。

### 核不拡散条約(NPT)体制

核戦争になれば地球が終わる。少なくとも全人類に惨害をもたらすことは誰でも知っていることです。核兵器不拡散条約(NPT。Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)があります。これは1970年に発効しています。ロシアもアメリカも日本も入っています。190カ国が入っています(北朝鮮を入れれば191)。今、国連加盟国は193ですから、ほとんどの国がこのNPTに入っているのです。

その条約前文の冒頭には、「核戦争は全人類に惨害をもたらす」、「このような戦争の危険を回避するためあらゆる努力を払う」とうたわれています。そして6条では、核軍拡競争をやめよう、核軍縮に取り組もう、いはずれは全面軍縮しようと書かれています。その条文が現実化しているかどうかはともかくとして、核戦争は全人類に惨害をもたらすことは大前提になっているのです。

## 国際司法裁判所の見解

国際司法裁判所の核兵器についての見解を紹介します。国家存亡の危機における判断は避けていますが、核兵器の使用や威嚇は武力紛争に適用される国際法に違反すると言っています。武力紛争に適用される国際法というのは先ほど申し上げた、*jus in bello* といわれるものです。端的に言えば、核兵器は軍と民の区別ができない、兵士に対して不必要的苦痛を与える、それから環境に対しても悪影響を与えるという判断です。これは極めてまつとうな判断です。

ただし、この勧告的意見では、国家存亡の危機における核兵器の使用、または使用の威嚇というのは合法とも違法とも言えない、つまり違法と断言できないとしています。だからその国際司法裁判所の意見に照らせば、ロシアが国家存亡の危機にある時には、核兵器の使用や威嚇は許容されるかもしれないということになります。けれども、ロシアが国家存亡の危機にあるとは、プーチンも思っていないでしょうし、われわれも認めることはできないでしょう。ということで、プーチンの行為は、この国際司法裁判所の勧告的意見にも違反することになります。

## NPT再検討会議の到達点

NPTは5年に一度、再検討会議をやっています。2010年の再検討会議ではこのようなことが合意されています。「核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道上の結末をもたらすので、いかなる場合も国際法を順守する必要性を再確認する」。これはコンセンサスですから、ロシアも賛成している決議です。

そして皆さん方も記憶に新しいと思いますが、「核戦争に勝者はない、核戦争は戦ってはならない」というロシア、アメリカ、イギリス、フランス、中国、など国連の常任理事国の首脳たちがこういう声明を今年1月に出しています。

という状況からするとプーチンが今回行っていることは、締約国であるNPTやその再検討会議での合意も、国際司法裁判所の勧告も無視して、自身の宣言を反故にして全人類を核で威嚇することになります。彼の核兵器使用の威嚇は、法的にも政治的にも人道的にも許されない行為なのです。

## 核兵器禁止条約制定の背景

そしてロシアもアメリカも、また日本もそっぽを向いていますが、去年の1月、核兵器禁止条約(TPNW。Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons)が発効しています。核兵器禁止条約は、核兵器のいかなる使用一いかなる使用というのは故意であるかあるいは誤算であるか事故であるかを問わない一も、「壊滅的な人道上の結末」をもたらすので、核兵器が決して使用されることを保障する唯一の方法は「核兵器の完全廃絶だ」という思想をベースにしています。

NPTも核兵器の核拡散防止にとどまらず全面的軍縮を目指すという条約です。禁止条約はいわばそれを補完する形で作られたものです。NPT体制は、核兵器国5カ国の核兵器保有は認めた上で、非核兵器国は核兵器を持たないことにしています。他方で、核兵器国には、核軍拡競争はしないし、核軍縮から全面的軍縮に進むという義務を課しているのです。けれども、核兵器国は全面核軍縮に本気で取り組むという姿勢を示してきました。それに業を煮やした非核兵器国が禁止条約を作ったという経緯があるのです。

### 核兵器禁止条約の内容

禁止条約について確認しておきます。条約は、国連憲章の目的と原則を実現するとしています。あらゆる核兵器の使用から生ずる壊滅的な人道上の結末を憂慮して、いかなる場合にも核兵器が再び使用されないことを保証する唯一の方法は、核兵器を完全に廃絶することだとしています。いかなる場合というのは、意図的な使用だけではなく、事故とか誤算から生ずる爆発を含めています。これらの危険は、核兵器が継続して存在することによってもたらされ続けるのだから、その危険から免れるためには、核兵器を廃絶するしかないということです。当然のことでしょう。

核兵器の壊滅的な結末とは、十分に対応することができないこと、国境を越えること、人類の生存、環境、社会経済開発、世界経済、食糧安全保障ならびに現在および将来の世代の健康に重大な影響を及ぼし、および電離放射線の結果によるものを含めて女子に対して均衡を失した影響を与えるということです。原文では、Catastrophic humanitarian consequencesです。Catastropheという言葉が使われています。核兵器禁止条約は、核兵器が使用されたら地球が終わってしまう、人類が破綻、滅亡してしまう。そういう危機感に立っての条約なのだということを確認していただきたいと思います。

### 禁止条約に対する日本政府の態度

これに対して日本政府がどういう態度を取っているかです。日本政府は核兵器禁止条約に反対しています。

その理由の一つは、核兵器国や核の脅威にさらされている非核兵器国などが参加していないということです。核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国が実際に核兵器を削減することが必要ですが、核兵器国は核兵器禁止条約に参加しようとしていません。また核の脅威にさらされる国を含め、厳しい安全保障環境に直面している非核兵器国からの支持を得られていません。だから参加しませんということです。

そしてもう一つの理由は、これはぜひ「えっ」と思って聞いていただきたいのですが、「核兵器を直ちに違法化する核兵器禁止条約に参加することは、米国による核抑止力の正当性を損なうものであり、国民の生命、財産を危険にさらすことになりかねません」というものです。私は、この理由付けを聞いた時、「そこまで言うか」と思ったんです。

日弁連が主催する核兵器禁止条約についてのシンポには、必ず外務省に来てもらってい

るのですが、その時に外務省の課長さんがこの理由付けを語っていたのです。

私の認識は、核兵器は、いわば全地球的にわれわれの生存そのものを脅かすものだから、核兵器をなくそう、それが核兵器禁止条約だということです。けれども、日本政府に言わせればそうではなくて、核兵器禁止条約はアメリカによる核抑止力の正当性を損なう。つまりアメリカの「核の傘」の威力を減殺してしまう。それは国民の生命、財産を危険にさらすことになる。だから反対だということなんです。

政府も「核なき世界を求めている」とは言っていますが、核兵器禁止条約については国民の生命、財産を危険にさらすものだから反対だと言っていることをお伝えしておきます。

### 「核抑止」とは何か

そうすると、問題になるのは核抑止とは何なのかということです。アメリカの核兵器、核の傘によって我が国の安全を守るというわけですから、核抑止というのはどういう意味を持つのかが問われることになります。

定義的にはこうです。抑止というのは、国家の生存には自衛力が必要だ。敵に攻撃させない抑止力が必要だという考え方です。「平和を望むなら戦争に備えよ」ということです。この格言は、5世紀のローマの将軍の言葉だと伝えられています。

ところで、核兵器は「最終兵器」といわれています。なぜ最終兵器かというと、人間は核兵器から生ずる大量の放射線、高熱、爆風に耐えるだけの技術を持ち合っていないからです。その最終兵器を持っていると相手国が敵対行動に出るのを抑止することができる。これが拒否的抑止といわれています。もし、現実に敵対行動に出れば、大きな損失を被ることを予測させて攻撃を思いとどまらせる。攻撃などしたら「お前ら、みんな死ぬぞ」と脅して攻撃させないという考え方です。これが懲罰的抑止といわれているものです。

核兵器にはこういう抑止力があるのだ、それが核兵器の役割なのだと抑止論者は言うのです。そういう意味では、核兵器は、戦闘のための手段ではないのだ、相手方の力を弱めるための、相手方の敵意をそぐための「国際政治の道具」なのだということになります。戦争を避けるための手段、秩序の兵器、「長い平和をもたらした兵器」なのだ。これが核抑止論者の考え方です。

結局、彼らは、他国からの侵略の恐怖から免れるためには、つまり「平和を望むなら、核兵器に依存せよ」と主張しているのです。これが核抑止論ですね。

### 核抑止論は有効なのか

そうすると問題は、本当に核抑止論は有効なのかということになります。私は最も分かりやすい結論を出しているのは、国連が行った「核兵器の包括的研究」だと考えています。この研究は、1980年の話です。国連事務総長が報告という形でまとめています。その結論は、「核軍縮への道が長く困難であるとしても他に取るべき選択はない。核戦争の危険を防止することなしに平和はあり得ない。もし核軍縮が現実になるとすれば、恐怖の均衡による

相互抑止という行為は放棄されなければならない。抑止による世界の平和、安定維持という概念は恐らく、存在する最も危険な集団的誤謬である」というものです。1980年ですから、もう40年以上も前です。40年以上も前の国連での成果があるにもかかわらず、まだ核抑止論にしがみついている政府がある、日本政府もその一つだということをということを私たちは記憶しておかなければいけないだろうと思っています。

#### その他の核抑止論批判

国連だけではなくて、ハンス・モーゲンソーザの見解を紹介しておきます。彼はアメリカの国際政治学者です。彼は『国際政治』(岩波文庫)でこんなことを言っています。「核抑止が破綻して核兵器の応酬が行われれば、保護すべき人民の命も財産も失われてしまう。核兵器の応酬は敵も味方もそして中立国の人々も殺傷し、地球環境も破壊してしまう。それは人民の命と財産を保護するはずの核兵器が、人民の命と財産を奪うという最悪の逆説である。」私は、モーゲンソーザについて詳しくは知りませんが、この部分については鋭い指摘だと受け止めています。つまり、政府は人々の命と財産を守るために構成されているわけですが、核戦争を選択することは、その任務を果たさないことになる。それは政府のやるべきことではないだろう、核抑止論というのは誤りだろうという指摘だと受け止めているからです。

#### 意図的ではない核兵器の使用

破綻した場合にこういう事態が起きるという逆説だけでなくもう一つ、意図的ではない核兵器の発射、核兵器の使用、これが恐れられています。

ゴルバチョフは最後のソ連共産党書記ですけれども、彼は自伝の中でこんなと言っています。「今も核兵器は存在し核戦争の危険も存在している。過ちや技術的な故障を起こす可能性はアメリカのウィリアム・ペリー元国防長官が警告した。技術的な誤りは過去にもあった。人間は間違いを犯すものだ。」

ゴルバチョフが指名するウィリアム・ペリーはクリントン政権時代の国防長官です。彼はこんなことを言っています。

「核戦争に陥る圧倒的な危険性は米国の政策によって拡大する。大統領に核攻撃をする専権を明確に与えているからだ。冷戦期に核の応酬になりそうだった最大の危機は意図的に計画された攻撃によってではなく、悪い情報や不安定な指導者たちの誤報にもとづくものだった。」

更に、彼はこの『核のボタン』という本の中で、20例ぐらい実際の事故について紹介しています。

#### 日本国内での議論

現在、この核兵器について国内では何が言われているかというと、核共有、それから非核

三原則の見直しなどです。安倍元首相は、米国の核兵器を自国領土内に配備して共同運用する「核共有(ニュークリア・シェアリング)」について国内でも議論すべきだとしています。日本は核拡散防止条約NPTの加盟国で非核三原則があるが、世界はどのように安全が守られているのかという現実について議論していくことをタブー視してはならないという理由です。要するに核兵器で私たちの安全を守ろう。そのためには非核三原則なんて見直そう。アメリカの核を常時国内に置いておくことにしよう。そういう提案です。

「維新の会」は、夏の参議院選挙で「非核三原則」の見直しの議論を始めるべきだと言っています。現実を直視しないで、議論から逃げるのはあり得ないというのです。

核兵器が使用されれば何が起きるのかについては、日本も加盟しているNPTは「全人類の惨害が起きる」としているし、日本政府が敵視しているけれども、核兵器禁止条約という既に発効している条約国際法は、「こんなものを使った日には壊滅的な人道上の結末が起きる。だからなくさないといけない」と言っているのです。

そういう性質を持っている核兵器をもっと活用しようと言っているのが彼らの発想なのです。

#### 核兵器使用被害の実相の再確認

核兵器が使用されたらどうなるか。これはもう繰り返し被爆者たちが言ってきてることです。ここで「21世紀の被爆者宣言」を紹介します。この宣言は、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)が2001年に出している宣言です。

「1945年8月6日、9日。2発の原爆は広島、長崎を一瞬にして死の街に変えました。生きたまま焼かれ、肉親を助けることもできず、いったんは死の淵から逃れた者も、放射線に冒されて次々に倒れていきました。人の世とは思われない惨状でした。原爆地獄から生き残った私たちは今なお心と体の苦しみにさいなまれ続けています。原爆の放射能被害は世代を越えていつまで及ぶのでしょうか。原爆は人間として死ぬことも、人間らしく生きることも許さない、絶滅だけを目的とした絶対悪の兵器です。被爆者が人間として生きるために、原爆を否定するほかはありません。」

広島で8月6日からその年の12月までに、14万人の人が亡くなっています。14万という数は、その頃広島に生きていた方たちの41%に当たるのです。生き残った人たちが、戦いながらこういう宣言を出しているということを確認しておく必要があるのではないかでしょうか。

#### NPTが禁止していること

安倍さんの「核共有論」の話に戻します。安倍さんも日本が核不拡散条約NPTの加盟国だということは承知しています。NPTには何が書かれているかを紹介します。前文は先程紹介しました。

第1条はこうです。締約国である各核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置またはその管

理をいかなるものに対しても直接または間接に移譲しないことを約束する。

第2条は、締約国である各非核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置またはその管理をいかなる者から直接または間接に受領しないことを約束する。

核兵器その他の核爆発装置。核爆発装置は核実験に使う装置ですけれども、その移譲またはその管理ですね。譲り渡しちゃいけないし受領してはいけない。こうなっています。だからこの条文の文意からするならば、安倍さんが言っていることはNPTに真っ正面から衝突することになるんですね。そのことを私たちしっかりと確認しておく必要があるだろうと思っています。

そしてもう一つは、日本には非核三原則があります。これは公知の事実です。作らない、持たない、持ち込ませない。これとも正面から衝突します。

私はこれらのことを見抜くだけではなく、安倍氏の提案は、全人類に壊滅的な被害を、結末をもたらすかもしれない核兵器に依存しようとするものであって、その発想自体が本当に許せないと思っているのです。

#### 憲法9条と幣原喜重郎

ここで憲法9条の話に少し触れておきたいと思います。

前文にこんな文言があります。「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」

ということで9条1項は戦争を放棄し、2項で戦力と交戦権を認めないとということになっています。この憲法9条1項と2項がどうして生まれてきたのかということについては、いろんな議論がありますけれども、ここで皆さん方と確認しておきたいと思っているのは幣原喜重郎の存在です。

彼は終戦直後、首相になりました。それからいわゆる制憲議会の中では憲法について答弁をした一人でした。とりわけ9条についての答弁は彼がしています。それと彼はマッカーサーと直接話をすることのできた人物です。彼は1946年、昭和21年の貴族院でこんなことを言っています。

今日の時世になお国際関係を律する一つの原則として、ある範囲での武力制裁を合理化、合法化せんとすることは過去におけるいくつの失敗を繰り返すゆえんであります、もはや我が国の学ぶところではありません。

文明と戦争とは結局両立しえないものであります。文明が速やかに戦争を絶滅しなければ、戦争がまず文明を絶滅することになるであります。

戦争を放棄するということになると、一切の軍備は不要になります。軍備が不要になれば、われわれが従来軍備のために費やしていた費用は、これもまた当然に不要になるであります。

この背景には、核兵器が使用されたことがあるのです。核兵器が使用されれば文明が滅びてしまう。だとするならば戦争をやってはいけない。戦争をやってはいけないということで

あるなら軍備は不要になる。軍備は不要ということになれば、軍事費もいらないだろう。私は非常に論理的だろうと思っています。

### マッカーサーの意向

当時の日本は占領下にありました。形式的にはともかく、実質的にマッカーサーの同意がなければ事は始まりません。マッカーサーと幣原が1946年1月24日にこんな会話をしています。

世界は私たちを非現実的な夢想家とあざけるかもしれない。しかし100年後には私たちは予言者と呼ばれます。

マッカーサーと幣原がこの日に対話をしたこと自体に争いはありません。どんな会話をしたのかについて幣原は口授する形で残しています。マッカーサーもアメリカの上院外交委員会で証言しています。これらを見ていると、彼らは原爆が開発され、それが使われた「核の時代」にあって、武力で物事を解決するということは大変なことになるという共感は持っていました。幣原は天皇のために仕事をした人です。マッカーサーも朝鮮戦争での核兵器使用を進言しました。そういう意味からすると、彼らをいたずらに賛美するつもりはありませんけれども、彼らの核兵器観と非軍事平和主義への移行については、着目しておく必要があるだろうと思っています。

### 今の首相はどうなのか

先程の話は75年前の話です。今の日本の岸田首相は、こんなことを言っています。

自衛隊を国防軍にするとか専守防衛の精神を放棄するといって、安易にのることはできない。平和憲法のあり方について、安倍さんは改憲派(タカ派)、私は護憲派(ハト派)の立場を取っているが、安倍さんも自衛隊の明記が重点であり平和主義の放棄も考えていないので、許容範囲。

ハトにもタカにもいろいろあるし、フクロウ派という人もいるみたいです。いずれにしても彼らは自衛隊を持つことには反対していませんし、それから最近の岸田さんの発言を聞いてみると、敵基地攻撃、敵基地攻撃とは単なる基地だけでなく中枢部分も攻撃対象にするなどと言っています。岸田さんも改憲に前のめりになっているようです。このように見ると、私は安倍さんと岸田さんとの間に大きな違いはないと思っています。岸田さんが護憲派で安倍さんが改憲派などということは嘘もいいところで、私は両方とも改憲派だと見ておかなければいけないだろうと思っています。

### 改憲がいわれる理由

そして、何故そんなに改憲が言われるのかです。日本列島から南シナ海のちょうど真ん中あたりに沖縄があります。鹿児島、奄美大島から沖縄、それから台湾、さらに南シナ海の方に線状になっています。これは第一列島線といわれるもので、中国はここから中に敵を入れ

させないと考えています。逆に、アメリカは、自分たちはその線の中に入るけれど、そこから外に中国軍を出さないというラインです。このラインが「米中、もし戦わば」最前線になるのです。

今、自衛隊の基地が、この奄美大島から尖閣まで含めて非常に強化されていることは皆さん方がご承知の通りです。要するに、アメリカと中国の対立、これがちょうどこの線を挟んで、日本が最前線になっているのです。ここで戦争が起きることになれば、日本は巻き込まれるどころではなくて、最前線として戦わなければいけない立場にあるのです。

そのために日米同盟は強化されるし、自衛隊も強化されているし、憲法9条が邪魔になってくるという状況があるわけです。私たちはこのことを確認しておく必要があるのです。

### 結論として

私は、今、核兵器に依存するのか、それとも日本国憲法前文にあるように、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれわれの生命と安全を守るのかという分かれ道にあるだろうと考えています。

今まで申し上げていた通り、核兵器が使用されれば人類社会は終わります。「核持って絶滅危惧種仲間入り」ということです。それは自分と自分につながる全ての人と社会の終焉を意味します。核兵器廃絶は全ての人にって「自分事」だと思っています。

核戦争は戦ってはならないということは、誰でも言っていることですね。私たちだけじゃないんです。ソ連(ロシア)もアメリカも、政府当局者が言っていることです。それが国際条約になっています。岸田さんも、私のライフワークは核廃絶だと言っています。

違いは核兵器に依存しながら言うか、それとも核兵器を否定し、核兵器の廃絶を求めながら言うか、ということです。具体的には核兵器禁止条約に対する態度の違いとして現れているのです。

違いの原因は、核兵器に依存する人は武力での紛争解決、これを容認しています。しかも武力衝突は不可避だということが前提になっているのです。彼らは、9条はユートピアとして排除します。ご承知の通り自民党の改憲草案は、「9条はユートピアだ」としています。

けれども私が承知している限りでは、世界には26カ国軍隊のない国があります。そういう意味からすると、9条は別にユートピアでも何でもなくて、現実世界にあるのです。

もし軍事力に依存するということになると、先ほど申し上げた通り核兵器は「最終兵器」つまり「悪魔の兵器」ですから、核兵器に依存することになります。

「やっちまつたら終わりだよ」ということが、先ほど申し上げた通り日本国憲法の到達点です。だから、私たちは、核兵器の廃絶を求めなければいけないし、9条の世界化も求めなければならない。それができなければ、私たちは滅びの時を迎えることになるかもしれませんと私は思っています。

ただし、核兵器がなくなったからといって、武力紛争や戦争一般が自然になくなるというわけではありません。けれども、核兵器をなくすことができないまま、戦力や戦争一般をな

くすこともできないだろうとも思っています。そういう意味からすると、核兵器廃絶と改憲阻止とは密接な関係があると私は思っています。

核戦争になれば過去も未来も全て消えます。「終末」まで100秒と指摘する専門家もあります。「核兵器のない世界」を作ろうとする上で、日本政府の態度は先ほど申し上げた通りです。政府を変えるのは人民の権利であり義務であるというのはアメリカの独立宣言です。アメリカの独立宣言を読んだアメリカ人が「これはアカの文章か」と言った人がいるみたいですが、この部分は、アメリカ独立宣言の肝の部分だと私は思っています。

政府を変えるのは人民の権利であり義務であるということです。私は今度参議院選挙もあるし、それから市民と政党の、野党の共同。市民と野党の連合、共同も必要だと思っています。それから、とにもかくにも日本に早く核兵器禁止条約に参加してもらいたいと思いますし、9条という人類の到達点を絶対に守らなければいけないだろうと思っています。

#### 最後に

私は、そんな思いでいろんなことをやっています。日弁連の憲法対策本部の核廃絶PT。今度PTから部会になります。それから、日本反核法律家協会などのいくつかの法律家団体。それからぜひお伝えしておきたいと思っているのは、核兵器廃絶日本NGO連絡会の存在です。私も共同代表の一人です。これは被爆者団体だけでなく原水協、原水禁、YWCA、創価学会とかいろんな宗教団体の人も入っているのです。そういう意味からすると、いわば思想、政治的な思考それから宗教、それらを超えて核兵器を廃止しようというNGOの連絡会です。ホームページもありますから、ぜひ皆さん方にも関心を持ってもらいたいと思います。それからNPO法人で、ノーモア・ヒバクシャ記憶遺産を継承する会があります。ここへの寄付は全額控除の道もありますので、ぜひ皆さん方にも協力していただければと思います。

そろそろ話しがめて1時間近くになってきたので終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。